

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人少林寺拳法連盟(以下「本法人」という。) 会員規程第 24 条およびコンプライアンス規程第5条第4号に基づき、本法人の団体会員および普通個人会員(以下「会員」という。)に対する処分及びその運用に関し必要な事項を定める。

第2章 違反行為及び処分の内容

(違反行為)

第2条 会員は、次に掲げる行為(以下「違反行為」という。)を行ってはならない。

- (1) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴言・暴力等に該当する行為
- (2) ドーピング、違法に薬物を乱用する行為
- (3) 支部等の円滑な運営を妨害する行為
- (4) 各種大会、行事等の円滑な運営を妨害する行為
- (5) 不正経理に関与する行為
- (6) 反社会的勢力と不適切な関係を有すること
- (7) 法令、または本法人の定款・規程・指示・通達等に違反する行為
- (8) 本法人の名誉を毀損する行為
- (9) その他、少林寺拳法の品位を害する行為
- (10) その他、本法人の業務を妨害する行為
- (11) 第三者が上記各号の行為を行うことを教唆または幫助し、若しくはそれを防止・是正する義務があるにもかかわらずそれを放置しまたは適切な対応を行わないこと

(処分)

第3条 会員が前条の違反行為を行ったとき、本法人が会員に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 役職者に対する処分

ア 支部長

資格取消

委嘱解除

辞任勧告 一定期間内に辞任しない場合は委嘱解除となる

イ 指導監督

委嘱解除

辞任勧告 一定期間内に辞任しない場合は委嘱解除となる

ウ 支部連合体の理事長

承認取消(委嘱解除)

辞任勧告 一定期間内に辞任しない場合は承認取消となる

エ 学生指導員、立合評価法審判ライセンス保持者、コーチング公認講師資格保持者

資格取消

活動制限 一定の期間指導員・審判員・講師としての活動を禁止する

オ 審判員資格保持者

活動制限 一定の期間審判員としての活動を禁止する

カ 本部委員

解任

辞任勧告 一定期間内に辞任しない場合は解任となる

キ 本部名誉委員

委嘱解除

(2)個人会員に対する処分

ア 除名 会員資格を剥奪する

イ 謹慎 一定の期間個人会員としての活動を禁止する

ウ 戒告 厳重に注意したうえ、反省と改善策を文書で提出することを求める

エ 訓告 厳重に注意する

(3)団体会員に対する処分

ア 除名 会員資格を剥奪する

イ 改組勧告 役員の変更等を求める 一定期間内に改組しない場合は除名となる

ウ 活動制限 一定期間団体会員としての活動を禁止する

エ 戒告 厳重に注意したうえ、反省と改善策を文書で提出することを求める

オ 訓告 厳重に注意する

2 役職者である個人会員に対しては、前項第1号の処分と第2号の処分を併科することができる。

第3章 処分手続

(処分の原則)

第4条 本法人は、違反行為をしたと疑われる会員(以下「審査対象者」という。)に対し、中立、公正かつ迅速に処分を行う。

2 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果をふまえて、それに相当する処分内容を決定する。

3 処分内容を決定するにあたっては、違反行為の態様、結果の重大性、被害者の心理的負荷・少林寺拳法活動への影響、加害者と被害者の関係性、加害者の日頃の少林寺拳法活動における態度、加害者の処分歴の有無・内容等の情状を勘案し、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等をも総合的に考慮することとする。

(刑事裁判等との関係)

第5条 処分の対象となる違反行為について、審査対象者が刑事裁判その他の本法人以外の処分を受けたときまたは受けようとするときであっても、本法人は、同一事案について、適宜、会員を処分することができる。本規程による処分は、審査対象者が、同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本法人以外の処分を受けることを妨げない。

2 本規程に基づく処分は、本法人に対する損害賠償義務を免ずるものではない。

(代理人)

第6条 審査対象者は、代理人を選任することができる。ただし、弁護士でなければ代理人となることができない。

2 代理人は、審査対象者のために、本手続に関する一切の行為をすることができる。ただし、事

実調査における事情聴取への回答については、この限りでない。

- 3 審査対象者が代理人の選任を本法人に通知したときは、それ以降に行う本法人から審査対象者への通知は、当該代理人に対しても行うものとする。

(事実調査)

第7条 通報その他の端緒により、会員に違反行為の疑いが生じたときは、コンプライアンス委員会において事実の調査を開始するものとする。

- 2 会員に会員規程第16条第1項・第2項、第24条第1項第2項に該当する疑いが生じたときは、会長は、処分を決するまでの間、当該会員に対し、会員としての活動を停止させることができる(役職者たる個人会員については、役職者としての活動など、活動の一部を停止させることができる)。この措置は、6ヶ月以内に処分が決められず、かつ、活動停止期間の延長もなされなかったときは、その効力を失う。
- 3 第1項の調査は、複数名で行うものとする。ただし、調査対象事実またはその当事者と利害関係を有する(親族、現在又は過去に同じ支部に所属、現在同じ課で勤務、これらに類する関係をいう。)職員は、調査を担当することができない。
- 4 コンプライアンス委員会は、関係者から事情を聴取し、資料の提出を求めるなどして、中立・公正かつ迅速に、事実の調査を行うものとする。なお、審査対象者からの事情聴取は、明らかに処分の必要がないと認める場合などを除いて、これを行うものとする。
- 5 審査対象者・会員・本法人の役職員は、コンプライアンス委員会が行う調査に、協力しなければならない。
- 6 コンプライアンス委員会は、事実調査の結果、違反行使が認められ処分が相当であると判断される場合は、認定事実及び相当と判断される処分の内容を審査対象者に告知したうえでそれらに対する審査対象者の弁明を聴くための機会を、設けなければならない。
- 7 コンプライアンス委員会は、事実調査終了後、速やかに、以下の事項を会長に報告する。

(1)審査対象者の氏名

(2)対象事実

(3)調査の結果認められる事実とその証拠

(4)処分の要否及びその内容

(処分の決定)

第8条 会長は、前条第7項の報告を受けたときは、以下の区分に従って手続を進める。

- (1)普通個人会員に対する除名・謹慎処分、または団体会員に対する除名・改組勧告処分を相当とする旨の報告

理事会に報告する

- (2)普通個人会員に対する戒告・訓告処分または団体会員に対する活動制限・戒告・訓告処分を相当する旨の報告、若しくは処分を要しない旨の報告

報告をもとに事実を認定し、処分内容を決定する。ただし、会長が利害関係を有する場合は、理事会に報告する

- 2 前項第1号または第2号但書の報告を受けた理事会は、前条第7項の報告をもとに、事実を認定し、処分内容を決定する。対象事実または当事者と利害関係を有する理事は、その審議に加わることができない
- 3 第1項第2号の会長及び前項の理事会が、前条第7項第4号の内容よりも重い処分を決する場合

合には、決定・議決に先立ち、審査対象者に再度告知聴聞の機会を与えるものとする。

(処分の通知)

第9条 前条の処分は、会長が、下記内容を記載した書面をもって、対象者に通知する。

- (1)審査対象者の氏名
 - (2)処分の内容(処分を不相当とする場合はその旨)
 - (3)処分対象事実
 - (4)処分理由(適用条項を含む)
 - (5)処分年月日
 - (6)審査対象者が処分決定に不服がある場合は、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ協会仲裁機構に対して、本処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる旨
- 2 処分の効力発生日は、前項に定める通知が審査対象者に到達したとき若しくは会長決定または理事会決議があった日から3週間後のいずれか早い日とする。

第4章 不服申立

(処分決定に対する不服申立)

- 第10条 審査対象者が処分決定に不服がある場合には、審査対象者は、公益財団法人日本スポーツ協会仲裁機構に対して、処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。
- 2 本法人は、前項の申立をしたことを理由として、審査対象者に対して、処分決定以外の不利益な取り扱いをしてはならない。

第5章 雑則

(公表)

第11条 本法人は、その裁量により、決定した処分の概要を公表することができる。

(秘密の保持)

第12条 コンプライアンス委員会の委員等は、本規程の手続において職務上得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改正)

第13条 本規程は、理事会の議決により改正することができる。

(施行細則)

第14条 本規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附則 本規程は、2024年4月1日から施行する。